

## 書評

# 佐藤優著『創価学会と平和主義』

創価大学平和問題研究所 助教 秋元大輔

本書は、佐藤優氏（元外務省主任分析官）による創価学会の平和主義に関する研究として、2014年10月30日に朝日新聞出版より刊行された。

佐藤氏はプロテstantのキリスト教徒であり、創価学会・公明党について、客観的な分析・著述をおこなっている論客の一人である。

本書の構成は、第1章から第6章までの全6章から成っており、さらに、あとがき、資料（閣議決定文書）が加えられている。章立ては、第1章：集団的自衛権容認の真相、第2章：歴史的に見た創価学会、公明党、日蓮正宗、第3章：「池田大作」の思想と行動、第4章“うさんくささ”と政教分離をめぐる攻防、第5章：創価学会インターナショナル（SGI）と世界宗教、第6章：いまを生きる宗教、となっている。

この中で佐藤氏が最も強調しているのは、第1章の「集団的自衛権容認の真相：公明党は本当に押し切られたのか」である。そして、第2章から第6章までは、創価学会・公明党全般の歴史・思想等に関する考察となっている。

2014年に日本政治の焦点となった「集団的自衛権」をめぐる「創価学会の平和主義」と「公明党の役割」がこの新書の「切り口」であり、佐藤氏が最も訴えたかった議論である、と考察することができる。そのため本稿では、主に本書の第1章に注目しながら、佐藤氏による創価学会・公明党の平和主義に関する分析を読み解いていくことを目的とする。

2014年7月1日の閣議決定をめぐって、自民党・公明党への批判が相次いだ

が、公明党の平和主義について佐藤氏は、「公明党の平和主義は本物である。それは創価学会の平和主義が本物だからだ」と非常にシンプルな結論を述べている（14頁）。そして、7・1閣議決定については、「公明党がブレーキ役として与党にいなければ、憲法に制約されない集団的自衛権の行使を容認することが閣議決定されていたと思う」と公明党の役割を高く評価している（33頁）。

佐藤氏によると、7・1閣議決定における「集団的自衛権」は「名ばかり」のもので、「公明党が、集団的自衛権行使容認に前のめりになる安倍政権のブレーキ役を果たしたことは明らかだ」と繰り返し強調されている（38頁）。

では、公明党はいかにして安倍政権の「ブレーキ役」として、「歯止め」をかけたのであろうか。それは、自衛権行使の「新三要件」の起草過程にある。

閣議決定にみられる新三要件は、①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること、である（25頁、傍線は引用者）。

傍線にある「明白な危険がある場合」は当初、「おそれがあること」であったが、公明党の要請により、より具体的な表現へと修正されたのである。主観的な判断が可能な「おそれ」ではなく、客観的な判断が必要とされる「明白な危険」として自衛権の行使要件を厳格化することで、集団的自衛権行使に「縛り」をかけたと解釈することができる（26頁）。

閣議決定における、より具体的な「歯止め」として、佐藤氏は、「我が国の支援対象となる他国軍隊が『現に戦闘行為を行っている現場』では、支援活動は実施しない」という箇所を引用している（28頁）。つまり、「戦闘地域」における「他国防衛」のための集団的自衛権行使は、認められていないのである。

佐藤氏によると、7・1閣議決定の内容は、「従来の個別的自衛権や自衛隊がもつ警察権で対応できる事柄を、集団的自衛権としてまとめ直したもの」として結論づけられる（31頁）。事例としては、憲法学者の木村草太氏（首都大学東京准教授）による次の説明を引用している。例えば、在日米軍基地への攻

撃に対し、自衛隊が反撃する場合、日本の領域を守るための「個別的自衛権の行使」としても、米軍を守るための「集団的自衛権の行使」としても、国際法上、両方の解釈が成り立つ、という説明である（31－32頁）。

佐藤氏は、公明党だけが集団的自衛権行使に「縛り」をかけることができた、と重ねて高く評価している（41頁）。公明党の平和主義の源泉となるのが、支持団体である創価学会の平和思想であり、第2章からは、創価学会の歴史や現代的意義が論じられている。全体を通して、やや学術的な内容ではあるが、一般読者にとっても読みやすい筆致で書かれてある。本書は、創価教育・平和教育に関連する一冊として、重要な文献として位置づけられるであろう。